

令和6年度静岡県動画アーカイブ制作業務委託仕様書

第1 目的

県内外（国外を含む）の旅行者へ静岡県の魅力を伝え、県内の周遊促進につなげるため、県内の景観や観光施設を動画で撮影し、広報用素材としての動画アーカイブ資料を制作する。

第2 委託期間

契約日から令和7年3月31日（月）

第3 委託内容

富士山、ジオサイトをはじめとする県内の複数箇所の景観・観光施設を動画で撮影し、広報用の素材として活用することを前提に編集した動画をデータで納品する。

制作する動画の内容は以下のとおりとし、企画提案においては、撮影対象、撮影スケジュール、撮影に用いる機材、納品する動画の画質、納品する動画のイメージ（絵コンテも可）を提案すること。

項目	内容
動画の活用方法	広報用素材として活用する。 例：YouTube への掲載、テレビ番組への提供、デジタルサイネージでの再生
撮影対象	静岡県内の景観、観光施設 例：富士山、ジオサイト、日本平夢テラス等
撮影箇所数	10箇所以上とし、西部・中部・富士・伊豆の各地域からそれぞれ1箇所以上含むこと。
撮影許諾	撮影許諾等の施設管理者等との調整は、委託事業者が実施すること。
肖像権	人物が写り込む場合は、肖像権に関する必要な手続を行うこと。
収録時間	撮影対象1箇所あたり30秒～3分程度とすることとし、撮影対象ごとに動画ファイルを分割すること。
映像の加工・編集	音楽・音声やナレーション、字幕・テロップの付加は行わないこと。
映像名義	映像名義は以下のとおりとすること。 企画・著作：静岡県 制 作：受託者
映像の試写	必要に応じて、静岡県と映像の試写を行うこと。試写後、静岡県と修正箇所を確認の上、必要な修正を行うこと。
納品	制作した動画データをUSBメモリ等の媒体に保存し、その媒体ごと納品すること。
データ形式	動画データは、YouTube にアップロード可能かつ一般的なパソコンで再生できるデータ形式とすること。

第4 業務完了報告書

本業務完了後、本業務で実施した内容をまとめた報告書及び次の成果品を令和7年3月31日（月）までに提出すること。

- ・制作した動画データ一式（USBメモリ等）

第5 契約に関する条件等

(1) 契約金額

契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。

(2) 委託費の支払い

委託費の支払いは、原則として業務完了報告後とする。

(3) 成果物の著作権

ア 委託業務の実施により県に引き渡された成果物に係る所有権及び著作権は、県の受託者に対する委託費がすべて支払われたとき、受託者から県へ移転するものとする。

イ 受託者が委託業務の着手以前から有していた成果物に係る著作権等の知的所有権については、受託者に留保されるものとする。この場合、受託者は県に対し、成果物を県が業務を遂行するために自由に利用することを無償で許諾するものとする。

ウ 受託者は、成果物に関する著作権人格権を行使しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けた場合を除き、県及び県の指定する者に対して著作権人格権を行使しないものとする。

第6 委託事業費に係る留意事項

次の経費は委託金額の対象外とする。

(1) 施設や設備の整備、備品購入自体を主たる目的とするもの

(2) 他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費

(3) 土地、建物を取得するための経費

(4) その他、事業との関連性が認められない経費

第7 再委託の制限等

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

第8 個人情報の保護

(1) 受託者は本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護を徹底すること。また、事業に携わる者に、個人情報の保護につき周知徹底を図ること。

(2) 受託者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守すること。

第9 想定スケジュール

令和6年7月～令和7年3月 動画制作

令和7年3月 調整、確認、納品

第10 受託者の責務

(1) 受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、故意又は過失により、静岡県又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。

(3) 受託者は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第16条（欠格条項）に該当する者を業務に従事させてはならない。

(4) 受託者は、本仕様書等で不明な点がある場合又は疑義が生じたときには、委託者と協議してこれを定めるものとする。